燃ゆる感動かごしま国体 屋久島町売店出店者募集要項

1 趣旨

本町で開催する燃ゆる感動かごしま国体OWS競技に参加する選手・監督等の大会参加者及び一般 観覧者の便宜を図るとともに、地域の特産物等の紹介及び販売を促進するため、燃ゆる感動かごしま国 体OWS競技屋久島実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の出店者を募集します。

2 設置場所、開設期日等

売店の設置場所は一湊海水浴場(駐車場)、開設期日等は令和5年9月18日とし、開設時間中の途中 開設及び閉店は、原則として認めません。

3 開設時間

開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとします。ただし、実行委員会は、 実情に応じて開設時間を変更することができるものとします。

4 出店位置、出店規模

出店位置は、実行委員会が決定し出店者に公表しますが、応募状況等を勘案し、実情に応じて公表後も変更できるものとします。

5 運営設備等

売店出店に伴い、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等については、 出店者が準備するものとします。なお、火気の使用は認めません。

実行委員会準備物	備考
テント	1ブース2間×4間又は半ブース2間×2間 (テント1つ又は半分の大きさ)
長机	1ブースあたり4台以内(半ブースは2台以内)
椅子	1ブースあたり4脚以内(半ブースは2脚以内)

6 出店料

出店料は、飲食物販売出店者は1ブース5,000円(半ブースは半額)とし、スポーツ用品や国体記念グッズ販売出店者は1ブース2,500円(半ブースは半額)とします。(それ以外の出店者や協賛している出店者からは徴しない。)出店料は別で開催する説明会時に指定した口座に振り込むこととします。(その手数料は出店者の負担とする。)

7 販売品目

売店における販売可能な品目は、次に掲げるものに限ります。

- (1)スポーツ用品
- (2)国体記念グッズ

国民体育大会標章又はマスコット「ぐりぶ一等」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法 人日本スポーツ協会又は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会の使 用承認を得ているもの

(3)郷土物産品

ア 屋久島町又は、鹿児島県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの イ 屋久島町又は、鹿児島県産の農産物、農業加工品及び水産加工品

(4)飲食物(アルコール飲料を除く地場特産品)

ア製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 宅配便
- (6)その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- (1)町内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - ア 第73回国民体育大会以降の国体及び競技別リハーサル大会に出店実績 があるもの
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの
 - ウ その他実行委員会が特に必要と認めたもの
- (2)法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3)営業店舗が、法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の各種行政処分を受けていないこと。
- (4)申請書の提出時点において、町税(屋久島町が賦課徴収するものに限る)及び町に納付すべき使用料等に滞納がないこと。
- (5)出店者の役員等(個人である場合はそのものを、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、販売員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

- (6)保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ア食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。
 - イ 営業店舗が過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書 (様式第1号)を実行委員会に持参又は郵送で提出してください。

- (1) 売店出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)
- (3)誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (4) 鹿児島県保健所又は屋久島町保健所の営業許可証の写し ※ただし、移動営業許可を受けているものに限る。
- (5)屋久島町税の完納証明書(納税証明可)
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)
- (7) 臨時食品営業施設の内容(個別票)(燃ゆる感動かごしま国体屋久島町食品衛生対策実施要領様式第4号別紙)※ただし、飲食物を販売する場合に限る。

10 出店者の選定

実行委員会は、出店申請に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めたものを出店者として選定します。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をしたものを優先して選定し、これによりがたい時は抽選により選定します。

- (1)販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2)障がい者就労施設等
- (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの

11 受付期間

出店申請の受付期間は、5月29日(月)から6月9日(金)とします。

(窓口申請受付時間) 平日 8:30~17:15

12 提出及び問合せ先

〒891-4207 屋久島町小瀬田849番地20

燃ゆる感動かごしま国体OWS競技屋久島実行委員会事務局(屋久島町社会教育課内)

電話:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905

13 個人情報の取扱い

提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しません。

14 その他

- (1)競技会場で大会関係者への斡旋弁当が配布されるほか、休憩所では無料ドリンクコーナーの設置 や、ふるまい料理の実施があります。
- (2)原則、1ブースにつき1台、駐車場を用意しますが、会場から距離がある場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。
- (3)飲食物を販売する出店者の売店責任者は、燃ゆる感動かごしま国体屋久島町食品衛生対策実施要領に従い、町実行委員会等が開催する食品衛生講習会を受講してください。また、出店開始前1ヶ月の間に必ず検便を行い、その結果を実行委員会まで提出してください。なお、検便にかかる費用は、出店者の負担とします。
- (4) 営業時間外及び時間外の販売品の取扱い、管理に関しては、出店者が責任を持って行ってください。